

高等教育機関のアカウントビリティとコントロール —経営・会計系大学院，学部における国際認証の動向を中心に—

牧田正裕

立命館アジア太平洋大学

要 旨

本稿は，高等教育機関の国際認証の動向について，ビジネススクールに対する国際的認証機関である AACSB の認証制度をとり上げ，検討を加えるものである。AACSB の認証制度は，いまや北米地域を越え，グローバルな環境に置かれているビジネススクールに制度的ルールを受容させること通じて，組織運営や教員組織の基本枠組み，教育の質保証システムに同型化をもたらしている。

認証制度をめぐる国際的動向は，高等教育機関は誰からコントロールされ，誰に対してアカウントビリティを負っているのか，という問題を提起する。認証制度は，一種の社会的統制（コントロール）の手段であるが，それは業界自身の自主規制という特徴を有することから，スクールの存立はステークホルダーとの関係維持にかかっており，そこでは，そのような関係性を前提としたアカウントビリティが求められてくる。ここでは，日本のように，公的セクターとの関係がことさら強調されることはない。日本でも近年，第三者認証評価が義務づけられたが，それは公的セクターによるコントロールという色彩が強い。それは，日本では高等教育を支える社会的基盤が脆弱であることからくるものであり，高等教育改革を進める上で大きな課題を提起している。

1. 問題の所在

組織は何によって活動が認められているのか。これは、いわゆる「保証」(assurance)に関わる問題である。多くの場合、組織は制度的ルールの遵守を通じて活動の保証を得ている。例えば、株式会社は会社法等の遵守により活動に一定の自由が保証されている。また、資本市場での資金調達も財務報告によって保証されており、財務報告基準といった制度的ルールが介在している。国民国家の存在を前提とすれば、組織は国家によって各種の法人としての活動が保証され、そこで介在する制度的ルールの制定はナショナルな活動である。だが、グローバル化の進展は、国境を越えた組織活動は何によって保証されているのか、という問題を提起する。近年、IFRS、BIS規制、ISO等々、いわゆるグローバルスタンダードに関して様々な議論が展開されているのも、こうした状況を反映している。

そればかりではない。近年、グローバル化の波は教育、とくに高等教育にも押し寄せており、高等教育機関における認証(accreditation)の問題として提起されてきている。認証制度は、教育機関の保証に関する制度である。

高等教育機関に対する認証機関には、教育機関としての大学全体の適格性を認証する機関(institutional accrediting agency)と、専門分野別に学部(school, college)や学科(department)、教育課程(program)を認証する機関(specialized accrediting agencies)とがある(谷, 2006)。前者においては国や地域(米国であれば、州やエリア)単位で活動している場合がほとんどである。日

本にある認証評価機関は概ねこの範疇に属する。他方、後者においては国際的に活動している機関も少なくなく、近年、経営・会計教育の分野では顕著である。

経営・会計教育に従事する学部、大学院(以下、たんに「ビジネススクール」という)を対象とする国際的な認証機関には、米国を拠点に、教育の質を戦略的マネジメント、教員構成と資格、教育プログラムといった面から評価するAACSB International(The Association to Advance Collegiate Schools of Business)や、欧州を拠点に、企業対象プログラムと正規プログラムとのバランス等に重点を置き評価するEQUIS(The European Quality Improvement System)などがある。

本稿では前者のAACSBをとり上げるが、それは、認証取得機関数においてその影響力が近年、北米地域を超え、アジア太平洋地域にも拡大しているだけでなく、そこでの審査項目が日本の中央教育審議会(以下、「中教審」)での検討内容とも重なるなど、経営・会計教育のみならず高等教育のあり方全体に関わる議論を行う上で、参考にすべき点が多いという理由からである。

そこで、本稿では、まず、AACSBの認証制度をその特徴点に言及しながら概観する。ついで、認証取得がクラスターとなる現象を説明するために、組織に対する制度の影響を重視する新制度学派のアプローチにおける「同型化」(isomorphism)という概念を導入し、これに基づき、AACSBの認証取得が国境を越えて拡大しつつあることの含意を明らかにする。さらに、認証制度を一種の社会的統制(コントロール)の手段として捉えた場合のアカウンタビリティのありようについて理論的な検討を試みる。最後に、認証制度

をめぐる国際的動向が日本の高等教育改革に与えるインプリケーションを、本稿での検討から得られた知見に照らしながら明らかにする。

2. AACSB 認証制度とスタンダード

2.1 AACSB 認証制度について

AACSB（本部、フロリダ州タンパ）は、会計を含むビジネス教育に関する国際的な大学評価機関であり、コロンビア、コーネル、イエール、ハーバードをはじめとする17の名門大学によって1916年に設立された。米国には大学の設置認可を一手に取りしきる中央官庁がなく、原理的には誰でも大学を設立することができることから、各大学の提供する教育内容にはかなりの相違があった。そこで、AACSBは設立して間もない1919年から、認証評価を開始することになった。その目的は、教育活動等の質を保証すること、そのアカウンタビリティを確保することにある。

AACSBの認証対象となるのは、スクール全体ではなく個々のプログラムである。提供されるプログラムのうち、学士、修士、博士といった正規の学位を授与するプログラムのみが対象となり、学位を授与しないエグゼグティブ・プログラムなどは対象外である（AACSB, 2008, p. 3）。

AACSBでは、ビジネスおよびマネジメントに関する教育プログラム（以下、ビジネス・プログラム）を対象とする認証制度とは別に、アカウンティングの専門職および研究職の養成を目的とする教育プログラム（以下、アカウンティング・プログラム）を対象とする認証制度を設けている。それゆえ、同一ス

クール内で、ビジネス・プログラムとアカウンティング・プログラムが別個に運営されている場合には、それぞれが認証の対象となる。

そのほかの申請要件として、ビジネス・プログラムについては、設置科目に占めるビジネスまたはマネジメントに関する科目の割合が、学士課程では25%を超えていること、大学院では50%を超えていること（p. 3）、卒業生を輩出してから2年以上を経過していること（p. 12）等が定められている。また、アカウンティング・プログラムについては追加的要件が課され、設置科目に占める会計関連科目¹⁾の割合が学士課程では15%を超えていること、大学院では50%を超えていること²⁾等が求められる（AACSB, 2009）。

審査は、資格審査を経た後、(1) 認証取得要件を満たすための準備段階としてのPre-Accreditation Process（最長5年）、(2) 本申請を経て正式に認証を取得するまでのInitial Accreditation Process（最長2年）、(3) 認証要件を引き続き保持しているかを審査するMaintenance of Accreditation Process（最長5年）へと進んでいく。この過程でたとえいったん認証を取得してもメンテナンスの段階で要件を満たさなくなった場合、認証の取消しとなる。

2.2 AACSB スタンダード

認証取得のための審査基準はスタンダードという形態をとっており、ビジネス・プログラムには21個の基準が、アカウンティング・プログラムには、これに加えて15個の基準が適用される³⁾。それらは、(1)戦略マネジメントに関する基準（Strategic Management Standards）、(2)構成員に関する基準（Participants Standards）、(3)学習保証に関する基準（Assurance of Learning

Standards) に大別される。

(1)戦略マネジメントに関する基準

戦略マネジメントに関する基準は、スクールのミッションはどのようなもので、誰がどのようにして定めたのか、スクールにとって妥当かどうか、さらには、ミッション遂行のための戦略マネジメントについての要件から構成されている (ST 1-5)⁴⁾。

ミッションは、スクールの存在理由を表明するものであり、多くの場合、ミッション・ステートメントとして公表される。また、ミッションは人材育成の方向性を示すものでもあり、学生の卒業時点での達成目標である後述の学習目標 (learning goals) を反映 (imply) していなければならない。そしてその制定に当たっては、スクールの置かれている環境を踏まえるとともに、ステークホルダーの意見を取り入れなければならない (ST 1)。

AACSBの求める戦略マネジメントとは、スクールのマネジメントは mission driven でなければならない、というものである。これは、スクールのあらゆる活動がミッション遂行の観点からマネジメントされていなければならない、ということの意味する。それゆえ、研究政策や入学政策についてもミッションとの一貫性が要求される (ST 2&3)。そして、ミッション遂行のための実施項目 (action items) と財務戦略の明確化、実施項目ごとの目標期日、必要額と財源、さらには責任体制の提示が必要となる (ST 4&5, AACSB, 2008, pp. 27-30)。

(2)構成員に関する基準

構成員に関する基準とは、教員の充実性 (sufficiency) と資格要件 (qualification)、

学生管理と学生サポート、さらには教員管理と教員サポートに関する説明を求めるものである (AACSB ST 6-14)。ここでは、教員の充実性と資格要件について見ておく。

教員の充実性とは、スクールは、教育プログラムの運用に安定性を与え、かつ、継続的な質の改善に十分な教員を確保しているかどうかの要件である (ST 9)。そこではまず、教育活動に従事する教員を所定の指針に従い、Participating Faculty と Supporting Faculty に分類することが求められる。Participating Faculty とは、フルタイムの専任教員のみを指しているわけではなく、各種会議、委員会等への参加、インターシップの開発などミッション遂行に何らかの貢献が認められるならば、パートタイムの教員でもよく、そうした貢献がない教員は、Supporting に分類される。その上で、単位数、教育時間、科目数いずれかを分母にした場合の Participating Faculty による担当比率が、アカウンティング、ファイナンス、マーケティングなどの全てのディシプリンで 60% を超え、かつ、プログラム全体で 75% を超えていることが要求される (AACSB, 2008, pp. 35-42)。

次に、教員の資格要件とは、スクールが知的要件と専門性において十分な教員を保持しているかどうかの要件である (ST 10)。そこで、スクールは所定の基準に従い、教員を Academic Qualified Faculty (AQ), Professional Qualified Faculty (PQ), および Other に分類する。その分類基準は、スクールが置かれている環境を考慮して定めるものであるが、AQ は概ね Ph.D. の学位を保有し、研究活動をきちんと行い、査読付き論文を継続的に (例えば、過去 5 年間に 2 本) 出している教員をいい、PQ は実務経験を有し、修

士の学位をもち、専門性を維持するための活動を継続して行っている教員をいう。そして、どちらにも該当しない場合には Other となる (AACSB, 2008, pp. 43-49)。なお、アカウンティング・プログラムに対しては、会計関連科目の担当教員は AQ についても一定の実務経験と実務との関係維持が要求されている (AACSB, 2009)。

その上で、時間換算で各教員のミッションに捧げるエフォートの割合に基づき、次のような計算を行う。会計関連科目の担当教員 10 名のうち、AQ が 5 名、PQ が 3 名、Other (O) が 2 名、この 10 名全てが時間換算でミッションに 100 % のエフォートを捧げているとすると、AQ に関する比率として、 $AQ / (AQ + PQ + O) = 50\%$ という値が、また、AQ と PQ に関する比率として、 $(AQ + PQ) / (AQ + PQ + O) = 80\%$ という値が算出される。このような計算を各ディシプリンについて行うとともに、プログラム全体についても行う。実は、ここでの計算例は、AACSB が求める水準を満たしていない。AACSB が求める最低水準は、AQ に関する比率については 50 %、AQ と PQ に関する比率については 90 % である。認証を取得するには、各ディシプリン、プログラム全体の全てにおいてこれを満たさなければならない (AACSB, 2008, pp. 43-51)。

(3) 学習保証に関する基準

学習保証 (Assurance of Learning: AOL) とは、教育活動の質の保証のことである。これについて AACSB は、「スクールは、ディグリー・プログラムの内容と運用を開発、観察、評価および是正し、カリキュラムが学習に与えたインパクトを評価するための、十分に文書化され、系統だったプロセス

を利用しなければならない」(ST 15) として、いわゆる PDCA サイクルに基づくプログラム・マネジメントを求めるとともに、学士、修士、博士それぞれの課程についての要件 (ST 16-21) を示すものとなっている。なお、アカウンティング・プログラムに対しては、学生に十分なコースワークを確保するという観点から、最低限保証されるべき学習時間⁵⁾に関する要件を追加的に課している。

学習保証に関して AACSB がとくに重視しているのが、学生の卒業時点での学習達成度を意味する学習目標 (learning goals) および学習対象 (learning objectives) の設定と、到達度の測定に基づくプログラムの継続的な改善活動である。その前提となっているのは、アウトカム・アセスメント (outcome assessment) と呼ばれる手法である (AACSB, 2007)。

Palomba and Banta (1999) によると、アウトカム・アセスメントとは、「学生の学習と発達の改善を目的とする教育プログラムに関する情報を体系的に収集し、検討し、利用すること」であり、(1) 学習目標と学習対象の設定、(2) 学習目標に関する科目間の調整、(3) 学習成果の測定のための手段と尺度の設定、(4) 測定データの収集、分析および報告、(5) 継続的改善のためのアセスメント情報の継続的・系統的利用、というプロセスからなる。

AACSB が求めているのはプログラムのアセスメントであり、設定されるべき学習目標はプログラムの履修全体を通じて到達されるべき目標である。学習目標は、教育機関としての存在理由の表明であるミッションに imply されていなければならない。その制定には、教員集団の主体的な参加が求められるが、同時に、ミッションと同様、卒業生や学生などの有権者の声を反映させなければな

らない (AACSB, 2007, pp. 4-6)。

学習目標は多くの場合、「卒業時に学生は……になる」(Upon graduation our students will.....) というかたちで表現される。一応の目安として、学士課程と MBA プログラムにおける学習目標は、4個から10個が望ましい。学習目標は学生に対するスクールの期待の表明であるとともに、学生の専門的かつパーソナルな発達を支える生涯にわたる学びにとって持続的な基礎となる知識やスキルに対する期待でなければならない。それゆえ、学士課程での学習目標は、マネジメントに関する知識・スキルだけでなく、コミュニケーション能力、問題解決力、倫理的遂行能力、言語運用力、などの一般的 (general) な知識・スキルを含んでいなければならない (ST 16; AACSB, 2007, p. 6)。

しかし、学習目標は単独では測定には適していない。そこで学習目標は、1個または複数からなる学習対象に翻訳されなければならない。例えば、「卒業生は優れたコミュニケーション能力を獲得している」という学習目標は、そのままでは何を測定するのかを指示するものではない。そこで、「学生は専門性の高いビジネス文書を作成できる」や「学生はしかるべき技術を用いて専門性の高いプレゼンテーションを行うことができる」といった学習対象を設けるのである。このようにして、学習対象は学習目標の測定属性 (measurable attribute) を表現するものとなる (AACSB, 2007, p. 6)。

学習目標と学習対象の設定後は、カリキュラム全体が学習目標の達成を担うよう学習目標に関する科目間の調整を行い、測定手段と尺度の設定へと進む。手段としては、指定された単一または複数の科目を履修した学生に対して実施する Course embedded meas-

ures や、学習目標の達成度を外部機関またはスクール独自のテストにより評価する stand-alone testing などが用いられる。その上で、プレゼンテーション、ペーパーテストなどの尺度を選択し、測定を行う。プレゼンテーションであれば、採点項目を記載した学生ごとのチェックリストを用意して、学生のデモンストレーションを観察し、採点項目ごとに3~5段階で点数をつける。こうした作業はサンプリングによって選ばれた学生を対象に、通常のクラス以外の時間、場所で実施される。プログラムのアセスメントは、教員の責任において実施されるコースの成績評価とは別個のものであるからである (AACSB, 2007, pp. 8-11)。

学生のパフォーマンスに関するデータが収集された後は、しかるべき教員の委員会やスクールのリーダーシップによって分析され、プログラムの改善に利用される。AACSB による審査との関連では、スクールは、アセスメントのプロセスを記述した文書ならびに、その実施状況を詳細に記載した文書をもって、スクールのプログラムが実際に学びと成長を保証するものであることを立証しなければならない (AACSB, 2007, pp. 11-12)。

以上から容易に理解されるように、アウトカム・アセスメントの根底にある思想は、教育サービスの消費者である学習者の保護にある。なお、アウトカム・アセスメントは、AACSB に固有のものではなく、米国を拠点とするほとんどの認証機関が教育機関に要求する質保証システムとなっている。

3. 同型化メカニズムと認証制度

3.1 制度的同型化の概念

新制度学派の⁶⁾アプローチでは、同一環境下にある組織の形式構造の多様性が縮減されることを「同型化」(isomorphism)という。同型化は、組織が技術的環境にさらされているのか、制度的環境にさらされているのかによって2つのタイプに分類される。まず技術的環境とは、財・サービスが市場において交換され、組織が生産活動を効率的に管理することが評価される環境であり、これに対応するのが競争的同型化 (competitive isomorphism) である。他方、制度的環境とは、ルールに従うことが評価され、正統性の獲得をもたらすような環境であり、これに対応するのが、以下で説明する制度的同型化 (institutional isomorphism) である (DiMaggio & Powell, 1983; Scott & Meyer, 1983)。

制度的同型化の概念は、組織の存在理由を経済的合理性や効率性ではなく、文化的・社会的な要因によって説明しようとする。即ち、制度的圧力が強い環境下にある組織は正統性を獲得しようと、社会に広く正しいと思われるイメージや規範・ルール、あるいは、社会に行き渡った「信念」の体系である「合理化された神話」(institutional myths) を反映するようになる (Meyer & Rowan, 1977)。

この制度的同型化の概念は、DiMaggio & Powell (1983) によってさらに、(1)強制的同型化 (coercive isomorphism)、(2)模倣的同型化 (mimetic isomorphism)、(3)規範的同型化 (normative isomorphism) に分類される (安田・高橋, 2007; 佐藤・山田,

2004)。

まず、強制的同型化とは、組織フィールド内で依存関係にある他の組織や、社会の文化的期待によって行使される、種々の圧力にさらされた結果として生じる同型化である。製造業が環境規制に従うために公害防止装置を導入するなど法的な強制力を伴う場合や、法的な強制力は伴わないが、就職差別という社会的批判を回避するために同じような人事慣行を採用するといった場合がこれである⁷⁾。

次に、模倣的同型化は、環境がシンボリックな不確実性を創出するような場合に、ある組織が他の組織をモデルに模倣することによって生じる同型化である。米国企業が業績不振に対処すべく日本企業に倣い QC サークルを一斉に導入したことがこうした例である。

さらに、規範的同型化は職業的専門化によって生じる同型化である。大学等の教育機関での訓練を通じて独自の世界観や専門性を獲得した人々が所属する組織で財務、会計といった重要なポストに就くようになることで、組織横断的な専門的職業従事者のネットワークが形成され、組織形態や行動様式が似通ってくる、という意味での同型化である。

3.2 認証を通じた制度的同型化

現在、世界の約570のビジネススクールがAACSBの認証を取得している。そのうち460は米国のスクールである。いうまでもなく、各種MBAプログラム・ランキング上位に名を連ねる米国の有力スクールはほとんど全てAACSBの認証取得校である(表1)。これらの有力スクールは、博士課程をもつ全国型の研究大学のビジネススクールでもある。一方、近年では、博士課程をもたない地域型教育中心大学のビジネススクールの新規認証取得が急増しているという。

表1 MBA世界ランキングトップ30校(2009年)

ランク	大学・機関名	所在国・地域
1	<u>University of Pennsylvania : Wharton</u>	U.S.A.
1	<u>London Business School</u>	U.K.
3	<u>Harvard Business School</u>	U.S.A.
4	<u>Columbia Business School</u>	U.S.A.
5	<u>Insead</u>	France/Singapore
6	<u>Stanford University GSB</u>	U.S.A.
6	<u>IE Business School</u>	Spain
8	<u>Ceibs</u>	China
9	<u>MIT Sloan School of Management</u>	U.S.A.
10	<u>New York University : Stern</u>	U.S.A.
11	<u>University of Chicago : Booth</u>	U.S.A.
12	<u>Iese Business School</u>	Spain
13	<u>Dartmouth College : Tuck</u>	U.S.A.
14	<u>IMD</u>	Switzerland
15	<u>Indian School of Business</u>	India
16	<u>Hong Kong UST Business School</u>	China
17	<u>University of Cambridge : Judge</u>	U.K.
18	<u>Esade Business School</u>	Spain
19	<u>Yale School of Management</u>	U.S.A.
20	<u>University of Oxford : Said</u>	U.K.
21	<u>Northwestern University : Kellogg</u>	U.S.A.
22	<u>Duke University : Fuqua</u>	U.S.A.
23	<u>University of Michigan : Ross</u>	U.S.A.
24	<u>Emory University : Goizueta</u>	U.S.A.
24	<u>Nanyang Business School</u>	Singapore
26	<u>Rotterdam School of Management, Erasmus University</u>	Netherlands
27	<u>Lancaster University Management School</u>	U.K.
27	<u>University of Virginia : Darden</u>	U.S.A.
29	<u>HEC Paris</u>	France
29	<u>UCLA : Anderson</u>	U.S.A.

備考) 下線は、AACSB 認証取得校である。

出所) Financial Times, FT.com (<http://rankings.ft.com/businessschoolrankings/global-mba-rankings>) に基づき作成 (2009年10月末現在)。

しかも、AACSB の影響力は、米国だけでなく30を超える国・地域のビジネススクールに及んでいる。とくにアジア太平洋地域では、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、台湾、中国、韓国などの

有力スクール約30校がすでに認証を取得している(表2)。

以上に見るAACSB認証制度をめぐる動きは、ビジネススクールから構成される組織フィールドにおいて、制度的同型化のプロセ

表2 アジア太平洋地域の AACSB 認証取得スクール一覧

大学・機関名
オーストラリア
Australian Graduate School of Management
Griffith University
The University of Queensland
Queensland University of Technology
The University of Sydney
University of Technology, Sydney
ニュージーランド
Massey University
The University of Auckland
University of Otago
The University of Waikato
フィリピン
Asia Institute of Management
シンガポール
National University of Singapore
Nanyang Technological University
中国
The Chinese University of Hong Kong
City University of Hong Kong
The Hong Kong University of Science and Technology
China Europe International Business School (CEIBS)
Tsinghua University 清華大学
台湾
Fu Jen Catholic University 輔仁大学
National Chengchi University 国立政治大学
National Chiao-Tung University 国立交通大学
National Sun Yat-sen University 国立中山大学
日本
Keio University 慶応義塾大学
Nagoya University of Commerce and Business 名古屋商科大学
韓国
Korea Advanced Institute of Science and Technology (KAIST)
Korea University 高麗大学
Sejong University 世宗大学
Seoul National University ソウル大学
Sogang University 西江大学
Sungkyunkwan University 成均館大学
Yonsei University 延世大学

備考) ここでは、いわゆるアジア大洋州地域の認証取得校を集計している。
出所) AACSB ホームページ (<http://www.aacsb.edu>) より作成 (2009
年10月末現在)。

スが北米地域を超え、国際的に進展しつつあること、即ち、スクールの運営や教員組織、教育システムなどにおいてビジネススクールはどうあるべきかに関する制度的ルールが国

境を越え、正統性を獲得したいと願う各国・地域のスクールの間に急速に受容されつつあることを示している。
それでは、かかる動きは、すでに見た制度

的同型化の3つのタイプのうち、どれに該当するであろうか。AACSBのカンファレンスやセミナーでは、認証取得校の様々なベスト・プラクティスが紹介され、参加校はそれらを認証の取得またはメンテナンスに利用する。そこでの講師は、著名なスクールの現職の dean や associate dean, もしくはそれらの経験者からなる、スクールのマネジメントの専門家である。AACSB という組織は、ビジネス教育に関する専門的調査機関でもあり、学会でもある。その意味で、認証の普及をもたらすメカニズムは、模倣的でもあり規範的でもある。Hirschman (1970) 流にいうならば、組織フィールド内における過去の成功例がやがて認証基準というシステムの発言 (voice) としてルール化されることによって、そうした成功例に追随しようとする忠誠 (loyalty) メカニズムがそこには働いているといえる。そして、ルールの定める要件を満たせない場合には退出 (exit) を余儀なくされる⁹⁾。

とはいえ、北米地域ではこんにち、AACSBの認証を取得せずしてビジネススクールを名乗ることはもはや困難であろう。アジア太平洋地域に目を移すと、オーストラリアはもとより、シンガポール、香港、台湾、韓国などのビジネススクールは、常に各種のランキングにさらされ、教員確保や学生募集において、北米地域のスクールと同一の環境下にあるとあってよい。それゆえ、これらのスクールはルールへの忠誠を誓うのであり、そこではすでに、強制的同型化のメカニズムが働いているとあってよいであろう。

こうした中で、近年、AACSBはアジア戦略を強化している。中国や台湾などでは、各種のセミナーやカンファレンスが開催され、同地域のスクールは、1人当たり数百ドルの

参加費を払い、教員や職員スタッフを多数送り込んでいる。こうした動きは、EQUISにおいても同様である。そのため、アジア太平洋地域の有力スクールは、AACSBとEQUIS双方の動きをにらんで戦略を練っている。

AACSBは2009年4月、シンガポール本部をオープンさせた。ビジネススクールの国際認証において、名実ともにグローバルスタンダードを確立したいという強い意志を感じさせる。

4. 認証制度とアカウンタビリティ

4.1 事前評価 vs. 事後評価

認証制度は、スクールにルールを受容させることで、その行動を規律づけているという意味で、高等教育機関に対する社会的統制 (コントロール) の手段であるといえる。そして、スクールは、コントロールに対するレスポンスとしての何らかの形でアカウンタビリティを負うことになる。次にAACSBを例に、認証制度をアカウンタビリティとコントロールという観点から見ていくが、そのさい、大学設置段階における事前評価を基調としていた、かつての日本の高等教育政策との対比が有効であろう。

(1)旧日本型モデルの特徴

日本では、2003 (平成15) 年まで、第三者による認証評価が義務づけられていなかった。そこでは、大学としての最低基準を定めた「大学設置基準」「大学院設置基準」などの各種「設置基準」と当該最低基準を担保するための「設置認可基準」のもと、学部・研

究科の設立の趣旨から、教育システムやカリキュラム、入学者定員、教員数、設置科目、設置科目と任用予定教員との適合性、さらには施設条件に至るまで、細かい審査が行われてきた。申請に当たっては、他の大学のカリキュラム等を参考にすることは常である。その結果、同一名称の学部・大学院では、カリキュラムなど教育体系が類似するようになる。その意味で、日本の高等教育界では、公的セクターのコントロールを通じた強制的同型化メカニズムが働いていたといえる。

設置認可を得た後は、「設置認可基準」に基づき、いわゆる「アフターケア」と呼ばれる完成年度までの設置計画履行状況等調査が実施され、各大学は最低基準としての「設置基準」を遵守しているか等の報告義務を負うものとされ、現在も制度として存続している。大学は完成年度まで、カリキュラム等の変更は原則としてできない。このようにして、大学は規制当局に対するアカウンタビリティを履行することになる。

注目すべきは、日本では1975（昭和50）年以降、「高等教育計画」のもと、大学の新增設に関する抑制方針と入学定員の量的規制がとられてきたことである。こうした供給面の量的コントロールは、臨時定員に関する時限措置が終結した1999（平成11）年まで続いた。これによって、ほとんどの大学が定員未達による経営危機を経験することもなく、事実上、日本の大学は保護されてきた。かかる状況下での大学運営は、各種公的サポート（私立大学であれば私学助成）の継続的確保が強調されることになり、およそ、多様なステークホルダーに対するアカウンタビリティを意識したものとはなりにくくなる。

以上のことから、かつての日本の高等教育政策は、参入規制による業界保護をも視野に

入れた公的セクターによる事前規制と特徴づけることができよう。また、アカウンタビリティについても、公的セクターによる強いコントロールを背景に、もっぱら、規制当局である旧・文部省に対する報告責任が重視されてきたといえよう。

(2) 認証のもとでのアカウンタビリティ

他方、スクールの設立以後においてその適格性を評価する認証制度は、AACSBなど米国のそれをモデルとすれば、業界自身による制度的ルールの制定を通じた、競争促進的自主規制の形態をとっている¹¹⁾。そのような中でスクールの存立は、その置かれている状況に応じて、様々なステークホルダーとの関係性の維持にかかっており、公的セクターとの関係のみがことさら強調されることはない。したがって、アカウンタビリティのありようも、スクールが置かれている関係のネットワークに応じたものとなる。

この点をAACSBの認証制度で確認しておくこと、次のようになる。スクールのミッションは、ステークホルダーの声を反映していなければならないが、このことは、スクールはミッションの制定に当たって、自分たちがどのような関係のネットワークに置かれ、その中で誰に責任を負うのかを識別しなければならないことを意味する。このようにして、スクールはミッションの制定を通じてステークホルダーと契約を結ぶことになる。即ち、ステークホルダーとの契約の表明でもあるミッションの遂行状況を明らかにすることが、AACSBの強調するアカウンタビリティの基本的なロジックなのである。

アウトカム・アセスメントに基づく学習保証システムもこうしたロジックの中で説明できよう。AACSBによれば、スクールのミッ

ションは学習目標を imply するものでなければならない。ということは、学生の学習成果は、スクールの教育活動の成果であるのみならず、ミッションの遂行状況に関する成果をも意味する。したがって、「学習成果の測定は、潜在的な学生、理事会、公的機関、支援者、認証機関といった外部の有権者に対して、当該機関が目標に到達しているかを保証するものとなる」(AACSB, 2007, p. 60)。

4.2 内部プロセスへのコントロール

ところで、AACSBの重視するアウトカム・アセスメントは、学習目標の設定に基づき、学生の学習成果を測定し、それを継続的な改善に活かそうというものであった。ここで問題となるのは、アセスメントの信頼性についてである。スクールは、アセスメントのプロセスに関する文書とその実施状況のレビューをもって、その信頼性を立証しなければならないが、このことは、内部プロセスに対して社会的なコントロールが及ぶということの意味している。

この点は、次のように説明されよう。教育活動において、インプット（教育実践）とアウトプット（学習成果）の関係は複雑かつ不確実である。そのような中、できる限り教育活動に可視性を与え、管理可能にするために学習成果に関する測定が求められている。しかし、そこでの測定値は、多かれ少なかれ、組織文化や構成員が有する理論に影響され、相対的なものにならざるを得ない。即ち、測定値のもつ意味は、ローカルコンテキストに依拠するのである。しかも、たんに測定すればよいのではなく、プログラムの改善に活かされてこそ、アセスメントは意味をもつ。となると、アセスメントの信頼性を保証するのは、測定値を生み出すシステムの信頼性とな

り、そのシステムの系統的かつ継続的な運用のプロセスということになる。したがって、そこでは、たんに「システムが存在しているか」ではなく、「システムが作動しているか」、即ち内部プロセスに監視の目が向けられることになるのである。

以上の議論は、近年、国際決済銀行に対する規制（新BIS）において金融機関の内部リスク管理体制の強化が重視され、ポスト・エンロンの会計改革において内部統制の監査が強化されていることとの関連において、興味深い論点を提示している。BeckやGiddens等が示唆するように、グローバル化は、その帰結として社会のリスク化をもたらす¹²⁾。そうした中で、組織の内部プロセスの可視性を高め、そこにコントロールを差し向けることは、組織の自己規律を促すという意味で、社会的秩序の維持のためのひとつの手段となりうる。本稿ではこれ以上立ち入らないが、近年、組織の保証制度の国際的動向は、社会のリスク化が進行する中で、内部プロセスを社会の目にさらすような方向で動いていることが確認されよう。

5. 日本の高等教育改革によせて——むすびにかえて

現在、日本では高等教育改革が進行中である。これまでに、大学設置に関する抑制方針の撤廃、設置認可の弾力化と審査基準の簡素化・準則化を基本とする規制緩和¹³⁾、第三者機関による認証評価の義務化¹³⁾などが実行されている。そして、近年の議論は、学習者の保護と高等教育の国際的通用性の確保をいかに図るかをめぐって、高等教育の質の保証に関する問題を中心に展開されている。

中教審の「将来像答申」（中教審、2005）

は、高等教育の質の保証を図るには、行政による設置認可と第三者による認証評価を両輪とする、両者の明確な役割分担と協調に基づく質保証システムの整備、教育研究に関する目標設定と評価に基づく自己点検・評価（アセスメント）の実施、学習者に対する教育研究活動等についての積極的な情報公開を通じた説明責任（アカウンタビリティ）の強化が必要であると主張している。また、「学士課程答申」¹⁴⁾（中教審，2008）における「学士力」の指針は、アウトカム・アセスメントの導入をいっそう踏み込んだ形で示唆するものとなっている。このように、一連の答申の内容は、多くの点で学習保証に関する国際的な動向を踏まえたものとなっている。これらは今後、何らかの形で法制化されるであろう。

これらの答申において注目すべきは、殊更にも、高等教育の質の保証にとって最も重要なのは個々の大学の自己改革努力にあると主張されていることである。だが、大学の自己改革努力にも限界があろう。より本質的な問題は、日本の高等教育を支える社会的基盤の脆弱さにあると思われる。「学士課程答申」もこの点を十分認識しており、「大学による自律的な知的共同体」や「大学間の連携・協同や大学団体等」（中教審，2008，6頁）の必要性を強く主張している。米国における大学間ネットワークは、まさに自律的な知的共同体としての性格をもち、これこそ、自主規制としての認証制度を機能させる制度的環境を形成してきたといえる。ところが、日本における認証制度は、実態としては公的コントロールの一形態である、というのが多くの関係者の認識ではないだろうか。

高等教育は公共政策としての性格を有するが、グローバル化の進展により、国家がコントロールしうる領域は狭められている。日本

の高等教育は、その制度的枠組みにおいて大きな課題を抱えている。まさに、日本の高等教育の行方を左右するひとつの鍵は、高等教育機関の存立は何によって保証されるべきか、という問いにどのような答えを出すかにかかっているといえよう。

【参考文献】

- AACSB (2007). AACSB Assurance of Learning Standards: An Interpretation.
- AACSB (2008). Eligibility Procedures and Accreditation Standards for Business Accreditation.
- AACSB (2009). Eligibility Procedures and Accreditation Standards for Accounting Accreditation.
- Beck, U. (1986). *Risikogesellschaft: Auf dem Weg im eine andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag (東廉・伊藤美登里訳 (1998)『危険社会——新しい近代化への道』(叢書ウベニルシタス) 法政大学出版局).
- (1999) “Risk Society Revisited: Theory, Politics, Critiques and Research Programs,” *World Risk Society*, Cambridge: Polity: pp. 211-229.
- Beck, U., A. Giddens & S. Lash (1994). *Reflective Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in Modern Social Order*, Cambridge: Polity (松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳 (1997)『再帰的近代化——近現代における政治、伝統、美的原理』而立書房).
- DiMaggio, P.J., & Powell, W.W. (1983). “The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Field,” *American Sociological Review*, Vol. 48, pp. 147-160.
- Giddens, A. (1990). *The Consequences of Modernity*, Cambridge: Polity (松尾精文・小幡正敏 (1993)『近代とはいかなる時代か? ——モダニティの帰結』而立書房).
- Hirschman, A.O. (1970). *Exit, Voice, and Loyalty - Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*, Harvard University Press (矢野修一訳 (2005)『離脱・発言・忠誠—企業・組織・国家における衰退への反応—』ミネルヴァ

- 書房).
- Martell, Kathryn & Calderon, Thomas G. (2006). "Assessment in Business School: What It Is, Where We Are, and Where We Need to Go Now," in: K. Martell & T. Calderon, (eds.), *Assessment of Student Learning in Business Schools: Best Practices Each Step of the Way*. The Association for Institutional Research and AACSB International Vol. 1: No. 2, pp. 1-26.
- Meyer, J.W. & Rowan, B. (1977). "Institutionalized Organization: Formal as Structure as Myth and Ceremony," *American Journal of Sociology*, Vol. 83, No. 2, pp. 840-363.
- Palomba, C.A., and T.W. Banta. (1999). *Assessment Essentials*, San Francisco, CA., Jossey-Bass.
- Scott, W.R., & Meyer, J.W. (1983). "The Organization of Social Sectors," in: Scott, W.R., & Meyer, J.W. (eds.), *Organization Environments: Ritual and Rationality*, pp. 129-153, Beverly Hills, California: Sage.
- Scott, W.R., & Meyer, J.W. (1991). "The Organization of Social Sectors: Propositions and Early Evidence, in: DiMaggio, P.J., & Powell, W.W. (eds.), *The New Institutionalism and in Organization Analysis*, The University of Chicago Press.
- Sunder, S. (1997). *Theory of Accounting and Control*, South-Western College Publishing (山地秀俊・鈴木一水・松本祥尚・梶原晃訳 (1998)『会計とコントロールの理論』頸草書房).
- 金子雅彦 (1993)「知識社会学的組織論の視点—社会学的新制度派組織論を中心に」『社会学評論』, 第43巻第4号, 32-46頁.
- 絹川正吉 (2006)『大学教育の思想—学士課程教育のデザイン』東信堂.
- 佐藤郁哉・山田真茂留 (2004)『制度と文化—組織を動かす見えない力』日本経済新聞社.
- 澤邊紀生 (1998)『国際金融規制と会計制度』晃洋書房.
- 澤邊紀生 (2005)『会計改革とリスク社会』岩波書店.
- 大学審議会 (1998)『21世紀の大学像と今後の改革方針について (答申)—競争的環境の中で個性が輝く大学』(平成10年10月26日).
- 谷 聖美 (2006)『アメリカの大学—ガヴァナンスから教育現場まで』ミネルヴァ書房.
- 中央教育審議会 (2005)『我が国高等教育の将来像 (答申)』(平成17年1月28日).
- 中央教育審議会 (2008)『学士課程教育の構築に向けて (答申)』(平成20年12月24日).
- 牧田正裕 (2002)『会計制度とキャッシュ・フロー—アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の制度化プロセス』文理閣.
- 安田 雪・高橋伸夫 (2007)「同型化メカニズムと正統性—経営学輪講 DiMaggio and Powell (1983)」『赤門マネジメント・レビュー』6巻9号, 42-432頁.

【注】

- 1) 財務情報およびその他の情報の開発, 測定, 分析, 検証, および伝達に関する科目を指すものとされる (AACSB, 2009).
- 2) なお, 申請に当たっては, ビジネス・プログラムの認証を取得済みであるか, ビジネス・プログラムと同時に申請することが求められる (AACSB, 2009).
- 3) かつて, AACSB のスタンダードは 50 項目から構成され, ビジネス・プログラムには 1 から 30 までを, アカウンティング・プログラムには 31 から 50 までを追加的に適用していたが, 近年の改訂作業の中で基準構成のスリム化が図られることになった。その結果, 現在では, 会計プログラムには, ビジネス・プログラムとの共通部分である 1 から 21 を適用するとともに, 追加的に 31 から 45 を適用して対応を図っている。
- 4) 以下, スタンダードの箇所を示す場合, たんに "ST" と表記する。
- 5) AACSB では, アカウンティング・プログラムにおける単位認定のためのコースワークの最低時間である semester credit hours (SCH) を定めており, それによると, 1 単位に必要な 1 SCH は学士課程では 33 時間, 大学院では 44 時間とされている。その上で, 学士課程には少なくとも, 会計関連科目 (入門科目 6 単位を含む) については 21 SCH, それ以外の科目についても 90 SCH の確保を求めている。また, 大学院における会計関連科目については, MBA プログラムの アカウンティング専攻では 30 SCH, アカウンティング修士プログラム (資格取得のために短期間

- で修士号を取得できるプログラム)では15 SCHの確保を要求している(AACSB, 2009, pp. 28-35)。
- 6) 新制度派社会学のアプローチについては、金子(1993)および佐藤・山田(2004)が詳しい。また、この方法論を会計研究に援用したものとしては、澤邊(1998)(2005)、牧田(2002)がある。
 - 7) いまやどこの大学でも見られる、いわゆる初年次教育改革の取組みも、強制的同型化の一つの例として見る事ができる。
 - 8) 以下では、ビジネスプログラムの認証取得校の数についてのみ言及している。
 - 9) Hirschman(1970)は、Exit(退出)、Voice(発言)、Loyalty(忠誠)という独自の概念によって、行為主体の選択行為に関する分析を行っている。ただしHirschmanの議論において、忠誠概念は、関係性にとどまろうとする能動的な行為オプションとしてとらえられていない。ここでは、澤邊(2005)に依拠して、忠誠を学習メカニズムと関連したひとつのオプションととらえた拡張モデルを採用している。即ち、認証取得という行為は、認証基準というシステムの声(voice)に対する学習メカニズムを通じた忠誠を意味していると理解されるのである。
 - 10) 日本における高等教育政策の歴史的な動向については、中教審(2005)の補論1「我が国高等教育のこれまでの歩み」が参考になる。
 - 11) 米国におけるこのような自主規制は、公的統制を回避する手段としても機能しているといえる。何かきっかけで高等教育への社会的批判が高まるならば、連邦政府や州政府が介入してくるおそれもあり、これはスクールにとって潜在的な脅威である。事実、米国では1980年代、国際競争力の低下の原因が「高等教育の失敗」にあると問題視され、連邦政府や州政府が高等教育の質の強化を主張するようになった。これがきっかけとなり、認証機関のイニシアティブによって、各教育機関にアウトカム・アセスメントが導入されるなどの教育改革が推し進められることになった(Martell & Calderon, 2006)。
 - 12) グローバル化と社会のリスク化との関係については、Beck(1986)、Beck(1999)、およびBeck *et al.*(1994)を参照されたい。
 - 13) 周知のように、2004(平成16)年より、大学は7年に1回、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関による認証評価を受けることが義務づけられた。現在、文部科学大臣の認証を受けた第三者認証機関として、(独)大学評価・学位授与機構、(財)大学基準協会、(財)日本高等教育評価機構、(財)短期大学基準協会がある。
 - 14) 同答申は、「学士力」の指針として、(1)知識・理解(異文化・多文化や社会、自然などへの理解)、(2)汎用的技能(コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力など)、(3)態度・志向性(自己管理力、チームワーク、倫理観、社会的責任など)、および(4)総合的な学習経験と創造的思考力の4つを示している。